

二〇一九年フランスPACTE法の影響と今後の課題

—二〇二一年ロシエ・レポートの概要—

石川 真衣

一、はじめに

二〇一九年に成立したフランスのPACTE (パクト) 法は、企業の社会的責任 (responsabilité sociale des entreprises) に関する問題について本格的な制度改革を行うなど、フランス企業法制に大きな変革をもたらした法律である (PACTE法の全体像については、拙稿「〈資料〉」〔外国法制の紹介〕 企業の成長及び変革に関する二〇一九年五月二二日の法律第二〇一九―四八六号 (PA

CTE法)「比較法学第五四卷第二号九一頁(二〇二〇)を参照されたい)。その成果と課題を検証することは法律制定当初から予定され、法律の公布から三か月以内に首相のもとにPACTE法の政策評価を任務とする委員会が置かれ、PACTE法がもたらす経済的影響、制度の活用状況及び改革がもたらしたマイナス作用をまとめた年次報告書の提出が求められることとされていた (PACTE法第二二一条II)。フランス戦略庁 (France Stratégie) に運営が委ねられたこの委員会は、国会議員、研究者、行政機関・公的機関

の代表者及び労使関係当事者 (partenaires sociaux) の代表者から成り、本稿執筆時点ではすでに二つ目の年次報告書が提出されている。二〇二〇年及び二〇二一年にそれぞれ提出された年次報告書はいずれも二〇〇頁を超えるものであるが、あくまで集積したデータを基礎にPACTE法の影響を分析するにとどまり、制度の改善点への言及などはなされていない。

将来の改革の方向性を含む、より踏み込んだ提言の契機となったのは、経済・財務・復興大臣 (Ministre de l'Économie, des Finances et de la Relance) Bruno Le Maire 氏及び「責任ある社会的連帯経済」担当副大臣 (Secrétaire d'État chargée de l'Économie sociale, solidaire et responsable) Olivia Grégoire 氏の両名からロシエ・グループの社長 (President-directeur général) Bris Rocher 氏に対し送付された二〇二一年四月二二日付の文

書である。この文書において、Rocher 氏に対し、PACTE法による改正の影響や同法により創設された制度の利用状況とともに、今後検討すべき改善点を提示することが求められた (Rapport Rocher, Annexe 1, Lettre de mission)。Rocher 氏が率いるロシエ・グループは、自然派化粧品ブランド Yves Rocher をはじめとする化粧品品の製造・販売を中心とする事業を展開し、ロシエ一族が支配権を有する同族・非上場企業である。同グループは、PACTE法が創設した制度をいち早く採用し、二〇一九年中に「ミッションを有する企業 (entreprise à mission)」となることを表明し、企業ミッションとして「コミュニティと自然を再びつなぐ (Reconnecter ses communautés à la nature・Reconnect People to Nature)」を掲げ、環境保護への取り組みを積極的に公表してきた (<https://groupe-rocher.com/sites/default/>

files/2020-01/EM_Dossier%20de%20presse%20FR.pdf)。新設された制度を実際に利用する当事者に既存の制度の改善点の取りまとめを要請したことは、制度改革の検討手法として興味深いことが、その背景にはPACTE法により導入された制度の利用が必ずしも期待通りに広がっているとはいえない事情がある。Rocher氏は、二〇二一年一月に報告書を提出し（以下、「ロシェ・レポート」という）、その全文は経済・財務・復興省のホームページ上に公開されていく(https://www.economie.gouv.fr/files/files/2021/RAPPORT_ROCHER_EXE_PL.pdf)。

PACTE法が導入した制度については本誌においてもすでに紹介する機会を得たが（拙稿『ミッションを有する企業』とは何か―二〇一九年PACTE法による改革―本誌第六一卷第二号一〇六頁（二〇二一））、本稿はその続編とし

て、PACTE法の制定二年後の状況をまとめたロシェ・レポートの内容及びその提案を紹介し、今後の動向について若干の考察を行うものである。

二、二〇一九年PACTE法による改革と制度の普及状況

PACTE法は、「社会における企業の地位の再考 (Repenser la place des entreprises dans la société)」を掲げ、この目標の実現のために、重要な改正及び注目される制度の新設を行っている。ここではその代表的なものを四つ挙げておきたい。一つ目は、民法典において、会社を運営するにあたり、社会的課題及び環境上の課題を考慮に入れるべきことが書き加えられたことである（民法典第一八三三条第二項）。この規定はすべて

の会社形態が従うべきこととなる、適用範囲の広いものであることを特徴とする。二つ目は、これもまた民法典に置かれた、存在意義・存在理由(raison d'être (レン・デートル、パーパス)。以下、「存在意義」とする)を定款に明記することができるとする規定の新設である(民法典第一八三五条)。これは会社にそうした行為を義務づけるものではなく、あくまで会社が自主的に判断する事項である。三つ目は、「ミッション」を有する企業(entreprises à mission)「制度」の創設である。これは直前に挙げた民法典第一八三五条の規定に基づき自らの存在意義を定款に定めた会社がさらに一歩進んだ取り組みを行うことを欲する場合に与えられる選択肢である。会社の存在意義に加えて、定款において「ミッション(使命)」として位置づける社会的目的及び環境上の目的そして「ミッション」の実行の監視方法を記載する等

の要件を満たすと、「ミッション」を有する会社」であることを公表できるとする制度である(商法典L.221-10条)。四つ目は、「持続可能性ファンド(サステナビリティ・ファンド)」制度の創設である。この制度は、ファンドを設立し、当該ファンドに設立者が保有する株式等を無償出資することにより、ファンドにおいて当該株式等の管理・株式等に付随する権利行使を行わせ、この仕組みを通じて当該株式等を発行する会社の経済的持続性を支え、また一般利益に資する活動を実施またはそうした活動に資金を提供することを目的とするものである(PACTE法第一七七条I)。ファンドによる株式等の保有を通じて会社の経営の安定を目指す趣旨の制度である。

PACTE法が設けた制度の利用状況はどのようになっているのか。すべての会社が従うべきこととなる民法典第一八三三条の改正を除けば、上

記に挙げた各種制度はその採用の是非が各企業に委ねられる、任意的なものである。ロシエ・レポートも指摘しているように、新制度への大幅な移行はPACTE法制定以降生じておらず、フランス産業界を代表する企業のなかで「ミッションを有する企業」となったのはごく少数にとどまり、自らの「存在意義（レゾンデートル）」を対外的に公表した企業はCAC40に属する企業の半数に上るものの、あくまで単なる「公表」であり、株主総会決議による定款変更を行い、会社の存在意義を実際に定款に記載する措置を採った例は少ない（ロシエ・レポート七頁）。「ミッションを有する企業」の制度普及を促進することを目的として二〇一八年に設立された一九〇一年法に基づき非営利社団（association loi 1901）「ミッションを有する企業連合体（Communauté des entreprises à mission）」の調査によれば、二〇二一年

末時点では五〇五の「ミッションを有する会社（sociétés à mission）」が存在するが、そのうち七九％は従業員数五〇人未満の小規模会社である（Baromètre de l'Observatoire, Cinquième portrait des sociétés à mission, mars 2022 <https://www.entreprisesamission.org/sortie-du-5eme-barometre-de-l'observatoire-des-societes-a-mission/>）。さらに、「ミッションを有する会社」は同族企業であることが多く、現時点では、上場会社・大規模会社において同制度が積極的に採用されている状況にあるとはいえない。そこで、さらなる制度普及に向けて、ロシエ・レポートは、一四の勧告（recommandations）を示す形で今後の方向性を明確化することとした（各勧告については、本稿の末尾に仮訳を付している）。

三、二〇二一年ロシエ・レポート による提案

ロシエ・レポートによる勧告は、大きく分けて三つのテーマー広げる (Essaimer)・信用を与える (Credibiliser)・将来に向けた計画を立てる (Se projeter) — に分類されている。

一つ目のテーマー「広げる (Essaimer)」— のもとでは、PACTE法により導入された新制度を知らしめること、そして制度利用の促進を図ることを目的とする七つの勧告が示されている。とりわけ中小規模・零細企業においては社会的問題や環境問題を考慮に入れることを法律上義務づけられること自体が認識されていない場合があることを指摘し、優れた取り組み (グッド・プラクティス) を示すガイドを作成し、より多くの会社

が定款に存在意義を明記すること、さらには「ミッションを有する企業」制度を利用することを促すことが望ましいとされている。このために、専門家のネットワーク、商事裁判所書記全国協会 (Conseil national des greffiers des tribunaux de commerce) やフランス公的投資銀行 (Bpifrance) などの協力を得ることが重視されているが、より長期的な視野に立ち、将来の経営者の育成を担う高等教育課程において問題意識を高めることも有効とされている。また、国家が取り組みを主導することに対する期待が寄せられ、国家が株式を保有する会社や公施設法人 (établissement public) において、存在意義の明記や「ミッションを有する企業」制度の採用が積極的に検討されるべきことが指摘されている。これに加えて、「ミッションを有する企業」制度の対象が現行法上は商事会社に限定されていることから、民事会

社及び経済利益団体 (groupement d'intérêt économique) を対象に加える改正を行い、弁護士法人や監査法人、医療法人等が制度を活用する法的基盤を形成することが提言されている。

二つ目のテーマ「信用を与える (Credibiliser)」は、新制度を利用する会社が法的リスクやレピュテーションリスクにさらされることを踏まえたものである。グローバル事業の展開を行う上場会社はとりわけこうしたリスクを意識するとし、定款に定めた会社の存在意義・会社のミッションに反する行為や決議に関して会社及び役員が責任が追及される可能性があることが指摘されている。こうしたリスクを懸念して、会社の存在意義を定めてもそれを定款に含めない会社が多くあるなか、ロシエ・レポートは、株主総会決議による定款変更手続を経て会社の存在意義を定款に定めることにより株主との関係においても存在意義が

正当なものとなり、株式会社取締役会 (conseil d'administration)・執行役員 (directoire) に存在意義の内容を考慮に入れる法律上の義務 (商法典 L. 二二五・二二五・六四四条に基づく義務) 及び民法典第一八三五条に基づき存在意義の実現のために人的リソース・資本リソースを充てる義務がそれぞれ生じることになるとする。こうした義務に従い、会社の戦略・業務執行において存在意義が考慮されることにより、存在意義が単なる「広告のためのスローガン (slogan publicitaire)」であるとするとする批判を受けずに済むとする認識が示されている。また、これとは別に、役員・従業員の変動報酬の一定割合を非財務指標に係らしめることが提案されている。

「ミッションを有する企業」制度の普及を図るうえで、同制度に対する信用を高めることが必要となるところ、情報開示の充実によりその目的

が達成されるとする認識が示されている。具体的には、非財務情報の開示規制が従業員五〇〇人以上を雇用する会社のみ課せられる状況において、小規模会社が開示義務の対象から外れていることに対応する必要があるとされている。このために、会社の規模にかかわらず、サステナビリティ関連情報に関する報告書の作成・開示を「ミッションを有する企業」に対して求めることが提案されている。開示については、欧州レベルで進められている欧州財務報告諮問グループ（EFRAG）により策定されるサステナビリティ報告基準を義務づけることが望ましいとされた。また、各会社においてミッションの遂行を監視する「ミッション委員会（*comité de mission*）」の役割の明確化のために、取締役会・執行役会との連携強化が図られるべきこと、具体的にはミッション委員会による年次報告書が会社の指揮管理機関

の協力のもとで作成されるべきことやミッション委員会がミッション遂行の監視機能に限らず、ミッションに関連する事項について諮問機能及び警告機能を果たすべきことなどが挙げられた。ミッション委員会の活動に関する透明性の向上も重視され、作成された年次報告書は公開されることが望ましく、また、ミッション委員会の活動を規律する内部規則の作成及び会社の社会経済委員会（*comité social et économique*—企業内労使対話の質の向上のために従業員数一人以上の会社において設置が義務づけられる委員会。従業員代表機能を有する）に対する活動報告書の提出が推奨されている。社会経済委員会への活動報告の要請は、株主だけでなく会社の従業員に対してより多くの情報提供がなされるべきとする問題意識に基づくものである。

ミッション委員会とは別に、会社のミッション

遂行に関する監視機能を担うのが、独立第三者機関 (organisme tiers indépendant) である。この機関が果たす役割については、法律にも規定が少ないことから不明確な部分が多くあり、関係団体(会計監査役全国協会 (CNCC) 及びフランス規格協会 (AFNOR)) が提供する文書によりその役割・介入の範囲が明確化することが期待されている。また、制度普及の過渡期のなか、独立第三者機関としての認証を受ける機関の数がまだ少なく、市場寡占状態が生じていることから、競争を高めることの必要性も指摘されている。

三つ目のテーマー将来に向けた計画を立てる (Se projeter) —は、長期的視野に基づいた経営を目指すための方策を念頭に入れている。PAC TE法により導入された持続可能性ファンド (fonds de pérennité) は、当該ファンドを設立する者が株式等を出資することにより、出資された

株式等を発行する会社の安定的な支配を確立し、また一般利益に資する活動への資金提供を行うことを可能とする制度である。「ミッションを有する企業」制度と同様、現時点での利用は限定的であるが、ロシエ・レポートは、その理由が税制上の優遇措置が用意されていないことにあるとする。

制度普及を目指すうえで必要となる改革として、ロシエ・レポートは二つの点を挙げる。一つは、税制上の優遇措置を充実させ、出資時にかかる無償移転税 (droit de mutation a titre gratuit) を免除し、これが不可能である場合は課税の繰延 (report dimposition) を検討することが望ましいとする。これに加えて、PAC TE法が導入した制度は、個人がファンドを設立し、個人として保有する株式等を当該ファンドに出資するというモデルを前提としていたため、法人も同じよ

うな形で出資を行うことができることを明確に認め、税制上の優遇策を法人にも広げることがあわせて提案されている。この提案の背景には、持続可能性ファンド制度を活用しうる者は、個人として直接株式等を保有することは少なく、純粋持株会社（ホールディング）を通じて保有することが多いため、法人に対する制度活用の道を広げることが制度普及の鍵となるという事情がある。これらは、持続可能性ファンドに対する出資のハードルを下げることを意識したものと見える。もう一つは、持続可能性ファンドが一般利益に資する活動に資金提供を行う際に、メセナ（mécénat）制度の税制優遇措置の利用を認めることである。これが可能となれば、メセナ制度に定められる条件の下で減税措置を受けることができるようになる。⁽²⁾

これに加えて、近時の欧州の動向―欧州委員会によるサステナブル・ガバナンスの推進に関する

取り組みが現在進行中である―にフランスがPACTE法を通じて進めた改革が反映されることへの期待が記されている。小規模組合から大規模上場会社までを含むすべての会社において社会的課題・環境上の課題を考慮に入れることを義務づける民法典第一八三三条に相当する法律規定を置くEU加盟国は他に存在しないとの見地から、そうした先駆的な取り組みが今後欧州委員会の取り組みにおいて参考とされること、そしてあわせて定款に存在意義を明記するという制度も欧州レベルで設けられることが勧告されている。将来的には、あらゆるEUの会社に対して存在意義の明記を働きかけることが望ましいとされている。最後に、直近の目標とはされていないが、非財務情報開示規制の今後のあり方について、環境資源・人的資源を会計上反映させる、統合会計（*comptabilite intégrée*）の採用への期待が示されている。

具体例として挙げられているのが、二〇一二年にパリ・ドゥファイヌ大学の Jacques Richard 教授が提案した C A R E (環境再生に適合的な会計 (Comptabilité Adaptée au Renouvellement de l'Environnement)/TDL (Triple Depreciation Line) と呼ばれる手法である。本稿では詳細に立ち入ることができないが、人的資本 (capital humain) と自然資本 (capital naturel) を貸借対照表の負債の部の勘定科目とし、社会的な負債及び環境上の負債の支払能力を会社の評価に含めるとする考え方に基づくものである。もともと、こうした新たな会計モデルを取り込むプロセスは変革と時間を要することから、まずはその入り口として、サステナビリティ情報開示指令 (C S R D 指令) 案を通じた非財務情報開示の充実への期待が示されている。

四、ロシエ・レポート公表後の 動向と今後の課題

ロシエ・レポートにおいて示された勧告及び提案には、法律改正を要するものとそうでないものが混在している。改正を要するものについては、
「もしそうしたものが制定されるならば」「第二次 P A C T E 法」なるものの内容を示唆したものと受け止める見解もある (Bruno DONDERO, 《Rapport Rocher: bilan de l'application de la loi PACTE et propositions de dévolution》, Bull. Joly Sociétés dec. 2021, n°31, p.7)。今後の改正及び制度普及の状況については、二〇二二年の年次報告書を持たなければならないが、全く異なる方向から、重要と考えられる改正が今年に入りなされたため、その紹介を最後に行いたい。

フランスにおいて、二〇二二年三月にスポーツの普及に関する法律が成立した。フランスにおけるスポーツの普及を目的とする二〇二二年三月二日の法律第二〇二二-二九六号 (Loi n. 2022-296 du 2 mars 2022 visant à démocratiser le sport en France) は、健康増進のためのスポーツの促進とともに、スポーツ団体のガバナンスの向上（スポーツ団体の役員構成における男女同数（パリティ）の実現など）及びスポーツくじの不正防止を目的とするものである。注目されるのは、同法律により会社法に密接に関連する規定が改正されたことである。改正されたのは、株式会社の取締役会と執行役会の義務をそれぞれ定める商法典L. 225-135条及びL. 225-164条である。すでにPACTE法はこの二つの規定を改正し、取締役会及び執行役会が会社活動の方向性を決定し、その実行を監視するうえで、それが会社の利

益に適合的な形でなされること、そして社会的課題及び環境上の課題を考慮に入れることを義務づけていた。二〇二二年のスポーツの普及に関する法律は、ここで考慮されるべき事項に、「文化及びスポーツに関連する課題」を加えた。したがって、現行法上、株式会社の取締役会・執行役会は社会・環境・文化・スポーツの四つの問題を考慮する義務を法律上負うことになる。とくに強調されるのは、PACTE法制定時点では「考慮に入れる (prendre en considération)」義務があるにすぎなかったのが、二〇二二年改正以後は「考慮する (considérer)」義務に入れ替わったことである。微妙な表現の違いであるが、このような文言の入れ替えにより、一段と重い義務を負うことになる」と説明される (Alain COURRET, « L'irrésistible glissement du droit des sociétés vers un droit social », *Bull. Joly Sociétés* mai 2022, p.1)。

スポーツ分野の改正が会社法の根幹に関わる事項に及ぶことは異例である。業種にかかわらず、すべての株式会社の取締役会と執行役会が上記の義務の対象となることは、これらの機関が考慮すべき対象がPACTE法制定時と比べて大きく広がることを意味し、混乱が生じる可能性もある。とくに法律上の問題点として指摘されているのは、株式会社の機関のうち取締役会及び執行役会についてのみそうした考慮が条文上要求されることの一貫性の欠如、そして前述した「考慮」に関する文言の入れ替えにより、それまで意識すべき義務があるにすぎない事項が、最終的な判断において反映されるべき、目標としての事項に変わったことである (Bruno DONDERO, 《La dure loi du sport...》, *Bull. Joly Sociétés* avr. 2022, n°11, p.6)。

このような形で会社の機関に課される義務が拡大することがPACTE法により導入された制度の

利用拡大に与える影響を現時点で正確に予測することは困難であるが、法律上課されることになった新たな義務への対応を優先し、定款における存在意義の明記・「ミッシヨン」を有する企業」制度の採用といった任意的な措置については追加的な負担やリスクを踏まえて判断を先送りする会社が少なからず出ることには想像に容易い。今後の制度普及は、ロシエ・レポートによる勧告・提案の実行状況のほか、フランス国家と密接な関係を有する会社がさらに積極的な制度利用を通じて具体的な取り組みを行い、モデルケースを明確に示すことができるかにかかっていると考えられる。引き続き二〇二二年後半の動向を注視したい。

(注)

- (1) *Essaimer* は、ミツバチの分封を意味する用語である。
- (2) ただし、減税は一般利益に資する活動のみを対象とし、

二〇一九年フランスPACTE法の影響と今後の課題

ファンドによる証券保有・管理はメセナ制度の減税措置の対象とならない。

(参考文献(文中に掲げたものを除く))

白石智則「〈立法紹介〉PACTE法——企業の成長および変革に関する二〇一九年五月二日の法律第四八六号」日仏法学三二一号一五八頁(二〇二二)

Enrico COLLA, Catherine de GERVY et Laurence LEMMET, *La société à mission, une entreprise au service d'un développement durable?* ESCP Impact Paper N° 2021-20-F (<https://academ.escpeurope.eu/pub/IP%202021-20-F.R.pdf>)

【本稿は、JSPS科研費「P18K12688(若手研究)」の助成による研究に基づくものである。】

(いしかわ まい・東北大学大学院法学研究科准教授・当研究所客員研究員)

ロシエ・レポート(二〇二一年)の勧告(仮訳)

<p>広げる(Essaimer)－PACTE法により導入された新たな仕組み(dispositif)をなるべく広く活用させるために複数の手段を講じることができる</p>	
<p>勧告1</p>	<p>会社機関の決定プロセスにおいて社会的課題及び環境上の課題を考慮に入れる方法に関する、零細企業及び中小企業向けのグッド・プラクティス・ガイドを策定すること。このガイドは、中小企業連盟(CPME)、フランス企業運動(MEDEF)、従業員労働組合組織、商工会議所などとともに策定する。</p>
<p>勧告2</p>	<p>存在意義及びミッションを有する会社に関する制度への関心を高めるため、及びこれらに関する知識を与えるための行動を増やすこと。これはピア・ツー・ピア・アプローチを通じて中小企業および中堅企業(ETI)と直接関係を有する専門家のネットワーク、及びミッションを有する企業連合体(Communauté des entreprises à mission)、商事裁判所書記全国協会(Conseil national des greffiers des tribunaux de commerce)そしてフランス公的投資銀行(Bpifrance)とともに実施する。</p>
<p>勧告3</p>	<p>国家が株主である場合(État actionnaire)は、①直接的に〔制度利用〕資格を有する主体において、存在意義の明記を〔促進〕させるためにすでになされている努力を続けること、②公施設法人(établissement public)において存在意義〔の明記〕を提案するために一定の方法が用いられるときには、その方法が採られることを確認すること、③〔制度利用〕対象となる主体とともに、存在意義〔の実行状況〕の調査の基礎となる指標を策定すること。国家が株主である場合には、その出資対象、とくに公役務(service public)に関する任務を有するものに対して、ミッションを有する会社としての資格の是非を検討させることも奨励される。</p>

勧告4	商工業的性格を持つ公施設法人 (établissement public à caractère industriel et commercial、EPIC) に対して、存在意義を備えることを促すこと。
勧告5	商法典 L.210-10条ないし L.210-12条〔の適用範囲〕を民事会社 (sociétés civiles) 及び経済利益団体 (groupements d'intérêt économique) にも広げること。この〔ミッションを有する企業の〕資格をアソシアション (非営利社団) に拡張できるかについても検討すること。
勧告6	商事裁判所書記全国協会について、ミッションを有する会社の資格の届け出の条件を統一するための通達 (circulaire) を発すること。
勧告7	商事裁判所書記全国協会と「ミッションを有する企業連合体」との間に直接的な関係を築き、〔両者の間で〕ミッションを有する会社に関する資料を交換し、なるべく最新かつ信頼性の高い〔会社数の〕算出を得られるようにすること。
信用を与える (Crédibiliser)ーバーパス・ウォッシング (purpose washing) のリスクは、存在意義及びミッションを有する会社に関する制度の信用を高めることを必要とさせる	
勧告8	存在意義を備える会社については、その存在意義を会社の戦略及びその活動の実施 (conduite opérationnelle) において多様な形で活用させること。定款に記載された存在意義を備える会社が、年に一度、その株主に対して、存在意義に照らして実施された戦略及びその結果からもたらされたものを報告することを勧告すること。
勧告9	企業の従業員及び指揮者の変動報酬の一定割合 (最低二〇%) を存在意義に関係する客観的な非財務指標にかからしめること。
勧告10	ミッションを有する会社で従業員数二五〇人未満のものに対して、二〇二七年以降、持続可能性 (durabilité) に関する報告書 (前年度分) の公表を義務づけること。この報告書は、企業に対するサステナビリティ情報開示指令 (CSRD 指令) 案の一環として示された欧州財務報告諮問グループ (EFRAG) の簡略化されたサステナビリティ・スタンダードに基づき作成される。
勧告11	企業ガバナンスにおける取締役会及び指揮機関またはそのいずれかの役割を再確認し、且つ業務執行機関及び管理機関との連携協力をより高めた相互作用を視野に入れて、ミッション委員会 (comité de mission) の役割を明確化すること。
勧告12	独立第三者機関 (OTI) の介入の範囲を明確化すること。これは、会計監査役全国協会 (CNCC) の技術的見解 (avis technique) 及び典型的な理由付き見解 (avis motivé type)、そしてフランス規格協会 (AFNOR) のガイド (Guide méthodologique) により実行される。〔また、〕独立第三者機関を選定するにあたり、公募を行うことを企業に奨励し、市場寡占状態からの脱却に努めること。
将来に向けた計画を立てる (Se projeter)ー持続可能性ファンド (fonds de pérennité) の発展を妨げる要素を除去すること、社会的課題及び環境上の課題を考慮する義務を欧州レベルにおいても確立させ、あらゆる EU の会社が存在意義 (raison d'être) を備えることを促すこと、及び統合会計 (comptabilité intégrée) (に向けた取組み) を進めること	
勧告13	持続可能性ファンドに対して会社〔が発行する〕証券を出資することにつき、無償移転税 (droit de mutation à titre gratuit) を免除すること。さもなければ、無償移転税の課税の繰延制度を導入し、且つ出資を行う法人について、〔企業承継に関する制度である〕Dutreil 条項 (※) の適用条件を明確化すること。
勧告14	企業のサステナブル・ガバナンスに関する欧州委員会の法案の一環として、〔企業が〕社会的課題及び環境上の課題を考慮に入れるべきことを確立させ、且つあらゆる EU の会社に対して存在意義を備えることを促すこと。

※ Dutreil 条項 (Pacte Dutreil) とは、企業承継に関連する税制優遇措置であり、相続または贈与による承継について、条件を満たせば承継対象となる株式や持分について無償移転税につき七五%の免除を受けることができる制度である (一般税法典 (CGI) 第七八七 B 条)。